

令和 5 年 9 月 29 日
総 務 部

「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」
及び「気象業務法施行令及び計量法施行令の一部を改正する政令」
を閣議決定

令和 5 年 5 月 31 日に公布された「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」に関して、その施行期日を定める政令及び施行に伴う所要の規定の整備を行う政令が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

官民それぞれの予報の高度化・充実を図ることを目的とした「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 37 号。以下「改正法」という。）が令和 5 年 5 月 31 日に公布されました。

今般、改正法の施行期日について定める政令を制定するとともに、改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うための政令を制定します。

2. 政令の概要

（１）気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
改正法の施行期日を令和 5 年 11 月 30 日とします。

（２）気象業務法施行令及び計量法施行令の一部を改正する政令
改正法の施行に伴い、気象業務法施行令（昭和 27 年政令第 471 号）及び計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）について所要の規定の整備を行います。

3. スケジュール

政令の公布日：令和 5 年 10 月 4 日（水）

政令の施行日：令和 5 年 11 月 30 日（木）（改正法の施行と同日）

本件に関する問い合わせ先：総務部企画課 桑嶋、三浦
電話 03-6758-3900（内線 2219、2221）